

特定施設一覧表

施設名		騒音規制法		県条例(騒音)		振動規制法		県条例(振動)	
金属加工機械	圧延機械	1-イ	原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のもの	1	動力が22.5kw以上のもの	-		1	原動機の定格出力が22.5kw以上のもの
	製管機械	1-ロ	すべてのもの	2	すべてのもの	-		1	すべてのもの
	ベンディングマシン	1-ハ	ロール式で原動機の定格出力の合計が3.75kw以上のもの	3	動力が3.75kw以上のもの	-		-	
	液圧プレス	1-ニ	矯正プレスを除くすべてのもの	4	矯正プレスを除くすべてのもの	1-イ	矯正プレスを除くすべてのもの	1	矯正プレスを除くすべてのもの
	機械プレス	1-ホ	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のもの	5	呼び加圧能力が30トン以上のもの	1-ロ	すべてのもの	1	すべてのもの
	せん断機	1-ヘ	原動機の定格出力の合計が3.75kw以上のもの	6	動力が3.75kw以上のもの	1-ハ	原動機の定格出力が1kw以上のもの	1	原動機の定格出力が1kw以上のもの
	鍛造機	1-ト	すべてのもの	7	すべてのもの	1-ニ	すべてのもの	1	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	1-チ	すべてのもの	8	すべてのもの	1-ホ	原動機の定格出力が37.5kw以上のもの	1	原動機の定格出力が37.5kw以上のもの
	打抜機	-		31	金属用で動力が2.25kw以上のもの	-		1	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの
	プラスト	1-リ	タンブラスト以外のもので、密閉式を除く	9	すべてのもの	-		-	
	タンブラー	1-ヌ	すべてのもの	10	すべてのもの	-		-	
	切断機	1-ル	といしを用いるものに限る	-		-		-	
	空気圧縮機		2	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの(空調機及び冷凍機の圧縮機を除く)	-		-		-
圧縮機		-		11	動力が7.5kw以上のもの(空調機及び冷凍機の圧縮機を含む)	2	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの(空調機及び冷凍機の圧縮機を除く)	2	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの(空調機及び冷凍機の圧縮機を除く)
送風機		2	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	12	動力が3.75kw以上のもの	-		-	
破碎機		3	土石又は鉱物用に限る原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	13	すべてのもの 土石用、鉱物用のもの又は食料品、飼料、肥料の製造用は動力が7.5kw以上のもの	3	土石又は鉱物用に限る原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	3	土石又は鉱物用に限る原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
摩砕機									
ふるい									
分級機									
織機		4	原動機を用いるもの	15	すべてのもの 原動機を用いるものに限る	4	原動機を用いるもの	4	原動機を用いるもの
建設用資材	コンクリートプラント	5-イ	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45㎡以上のもの	16	すべてのもの	-		-	
	アスファルトプラント	5-ロ	混練機の混練重量が200kg以上のもの	17	すべてのもの	-		-	
穀物用製粉機		6	ロール式のもので原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	-		-		-	
木材加工機械	ドラムバーカー	7-イ	すべてのもの	18	すべてのもの	6-イ	すべてのもの	6	すべてのもの
	チップパー	7-ロ	原動機の定格出力が2.25kw以上のもの	19	すべてのもの	6-ロ	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの	6	すべてのもの
	碎木機	7-ハ	すべてのもの	20	すべてのもの	-		-	
	帯のこ盤	7-ニ	製材用のものは原動機の定格出力が15kw以上のもの	-		-		-	
	丸のこ盤	7-ホ	木工用のものは原動機の定格出力が2.25kw以上のもの	-		-		-	

動力のこぎり機	-		21	動力が0.75kw以上のもの	-	-
かんな盤	7-ハ	原動機の定格出力が2.25kw以上のもの	22	動力が0.75kw以上のもの	-	-
抄紙機	8	すべてのもの	23	すべてのもの	-	-
印刷機械	9	原動機を用いるもの	24	原動機を用いるもの	7	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの
ロール機	-		34	破砕機及び摩砕機を除くすべてのもの	8	ゴム練用又は合成樹脂用で原動機の定格出力が30kw以上のものカレンダーロール機を除く
合成樹脂射出成形機	10	すべてのもの	25	すべてのもの	9	すべてのもの
鋳造型機	11	ジョルト式のものに限る	26	すべてのもの	10	ジョルト式のものに限る
コンクリートブロックマシン	-		30	すべてのもの	5	原動機の定格出力が2.95kw以上のもの
コンクリート管製造機械	-				5	原動機の定格出力が10kw以上のもの
コンクリート柱製造機械	-				5	すべてのもの
ディーゼルエンジン ガソリンエンジン	-		27	出力が3.75kw以上のもの	-	-
工業用ミシン	-		28	同一建物に10台以上設置するもの	-	-
ニューマチックハンマー	-		29	すべてのもの	-	-
グラインダー	-		32	サンダー及び切断機を含み、工具用研磨機を除くすべてのもの	-	-
工業用ミキサー	-		33	すべてのもの	-	-
重油バーナー	-		35	重油使用量が毎時15ℓ以上のもの	-	-
ゴム、皮又は合成樹脂の打抜機 又は裁断機	-		36	すべてのもの	-	-
スチームクリーナー	-		37	すべてのもの	-	-
金属工作機械	-		38	同一建物に5台以上設置するもの	-	-
石材引割機	-		39	すべてのもの	-	-
ドラム缶洗浄機	-		40	すべてのもの	-	-
風力発電設備	-		41	出力が20kW以上のもの	-	-
板金又は製缶の作業	-		42	厚さ0.5mm以上の金属板を加工するもの	-	-
鉄骨又は橋梁の組立作業	-		43	すべてのもの	-	-
建設資材置場における運搬作業	-		44	動力を用いる機械を使用する作業に限る土砂石の材料置場であって1ヶ月以上使用するもの	-	-

※設置等する特定施設が、法律及び県条例(兵庫県環境の保全と創造に関する条例)両方に該当する場合は、法律に基づく届出を提出してください。